

# 平成 2 9 年 度 年 度 計 画

国立大学法人北海道大学

平成 2 9 年 3 月 3 1 日



# 平成 29 年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ（学士課程）」及び「新渡戸スクール（大学院課程）」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 新渡戸カレッジ・カリキュラムを入校1年目の学生を対象とした基礎プログラムと基礎プログラムの修了者を対象とするオーナーズプログラムの2段階方式に改編し、基礎プログラムについては「グローバル基礎科目」を全学教育科目として新たに開講する。
- ・①-1-2 新渡戸スクールの基礎プログラムの定員を拡大するとともに、平成28年度に構築した上級プログラムを開始する。

①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズに対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開講する。

- ・①-2-1 アクティブ・ラーニング授業を行うための教員向けFDを継続実施するとともに、プロジェクト・ベースド・ラーニング及びプロブレム・ベースド・ラーニング（PBL）等の高度なアクティブ・ラーニングの推進方策について成案を得る。
- ・①-2-2 学部共通科目群について、開講方針を決定し、規程を整備する。また、全学教育科目において、グローバル関係科目を開講するとともに、新たにビジネス・スキル科目の開講準備を進める。

①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部を導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定する。

- ・①-3-1 学修成果の把握に基づく、教育課程の効果的な点検・改善体制を整備するために、アセスメント・ポリシーの策定について全学的に検討し、成案を得るとともに、各学部・研究科等において、カリキュラムマップを作成する。

①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-4-1 コチュテル・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムの開発支援を継続的に実施する。また、ジョイント・ディグリー・プログラムについて、プログラム共同運営、学位記の共同発行方法等の情報を収集し、導入に向けた検討を進める。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。

- ・①-1-1 高等教育研修センターにおいて、全学的なFD、SD、プリペアリング・フューチャー・ファカルティ(PFF)等の各種研修を継続実施するとともに、学修成果の検証に関する研修等を開発・実施する。また、英語を母語とする講師によるFDを継続して実施する。
- ・①-1-2 教育力の高度化をさらに推進するため、オープンエデュケーションセンターとの連携により、FDのeラーニングコンテンツを作成し、配信を試行する。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。

- ・①-1-1 平成28年度に試行した新渡戸カレッジ海外インターンシップの検証結果を踏まえて、本学同窓生で組織する新渡戸ネットを活用したキャリア形成支援組織について成案を得る。

①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるとともに、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成29年度までにバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに整備する。

- ・①-2-1 障がいのある学生を支援する学生を育成するための研修の継続実施並びに表彰制度の創設・運用開始とともに、FD及びSD研修を実施する。また、バリアフリー整備計画を策定する。

## (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。

- ・①-1-1 総合入試制度の検証を継続して行うとともに、コンピテンシーに基づく包括的かつ多面的な評価等による、新たな入学者選抜制度を検討する。
- ・①-1-2 国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を今年度から実施する。また、国際化に対応した入学者選抜について調査を継続する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター（UR A）等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。

- ・①-1-1 部局横断型研究プロジェクトの創出に向け、トップダウンの選定による本学が強みを有する重点領域研究に対し、UR A等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を継続して行う。

①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-2-1 共同利用・共同研究拠点を中心として、国内外の大学及び研究機関等との連携による国際共同研究を継続して推進する。特に、平成28年度に設置した日露ジョイントリサーチラボを活用し、北極域の国際共同研究を推進する。

①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 新たな研究シーズ情報の発掘・発信、及び企業のニーズ情報共有化システムとのマッチングを試行・検証するとともに、新たな産業創出部門等の開設など、組織型協働研究を推進する。

②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかに、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。

- ・②-1-1 平成28年度に策定した基本方針に基づき、卓越研究員制度を組み込んだテニュアトラック制度を定着させるとともに、育成プログラムを充実させる。
- ・②-1-2 3大学（本学、東北大学、名古屋大学）で構築した博士研究人材育成コンソーシアムにおいて、平成28年度に実施した中間評価結果等を踏まえて、人材育成システムを確立する。

②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。

- ・②-2-1 平成28年度に実施した実態調査等の結果を踏まえて、文系部局博士課程学生等が企業で活躍するためのスキル教育プログラムを設計し、試験的な運用を開始するとともに、文系部局について、教務情報の集約に向けた検討に着手する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。

- ・①-1-1 大学力強化推進本部URAステーションを中心とした全学的な研究開発マネジメント体制を強化するため、URAの能力開発を継続して行う。
- ・①-1-2 平成30年度の技術職員組織一元化に向けた実施方策を決定する。
- ・①-1-3 関係機関等と連携し、産学協働ファシリテーター育成のための産学協働人材講座（初級版）を開設する。

①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。

- ・①-2-1 創成研究機構グローバルファシリティセンターを中心として、平成28年度から開始した試作ソリューション事業及び設備市場事業の実施など、戦略的・計画的な研究設備の整備・共用化を推進する。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC (Massive Open Online Course) 等で公開する。また、「HUSCAP (北海道大学学術成果コレクション)」において、本学の教育研究成果を年間3,000コンテンツ以上発信する。

- ・①-1-1 OCW及びMOOC等のオープン教材の公開、HUSCAPによる教育研究成果の発信をさらに拡大させる。

①-2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域交流を推進する。

- ・①-2-1 総合博物館、附属図書館、植物園等、多様な学内施設を活用して地域交流を推進するため、企画展示やセミナーなどを継続実施するとともに、情報発信を強化する。

①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 地方自治体等との意見交換に基づき、産学・地域協働推進機構から、地方自治体等へ地域振興に関する提言を行う。
- ・①-3-2 地域企業との連携に向けて、新たな研究シーズ情報の発掘・発信、及び企業のニーズ情報共有化システムとのマッチングを試行する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 平成28年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局(G I-C o R E)に新たなグローバルステーションを5拠点以上設置し、ASEAN、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-1-1 平成28年度に設置した国際連携機構の下、全学的な連携を強化するとともに、国際連携研究教育局(G I-C o R E)の各グローバルステーションにおいて、国際連携研究教育を推進する。また、ASEAN諸国内に新たな海外オフィスを設置する。

①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を1,250名以上、外国人留学生の年間受入数を2,200名以上に増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-2-1 サマー・インスティテュート開講科目数の増加、平成29年10月からのインテグレイテッドサイエンスプログラム(I S P)の開始等により、外国人留学生を増加させる。
- ・①-2-2 ラーニング・サテライトの提供科目数の増加や海外派遣を伴うプログラム等の実施により、日本人学生の海外留学を促進する。

①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舎、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。

- ・①-3-1 海外に留学する日本人学生への新たな奨学金制度の創設・運用、外国人留学生へのキャリア形成支援策の拡充など、経済、生活、キャリア等に関する支援を継続して実施する。
- ・①-3-2 混住型宿舎整備に向けた検討を継続するとともに、交流イベントの開催等により、キャンパス内外において外国人留学生と日本人学生等が交流する場を創出する。

①-4 平成27年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200名以上の海外在住OBに委嘱するとともに、海外留学生同窓会を20か所以上開設し、国際的な北大コミュニティーを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。

- ・①-4-1 北大アンバサダー・パートナーと連携して海外への情報発信をより強化するとともに、新たな海外同窓会の設立を支援する。
- ・①-4-2 本学のプレゼンスを海外に示すため、「北海道大学近未来戦略150～世界の課題解決に貢献する北海道大学へ～」の実現に向けた研究活動と成果を紹介する、「世界の課題レポート」を企画・発刊する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究品質確保体制整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を12件以上承認申請し、また、国際水準（ICH-GCP）に準拠した臨床研究を30件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。（戦略性が高く意欲的な計画）

・①-1-1 革新的医療技術を創出する体制強化のため平成28年度に策定した第一次行動計画に基づき、先端的研究及び技術開発に係る臨床研究等を推進する。

②-1 優れた医師を育成するため、平成31年度までに初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充実させる。また、平成28年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。

・②-1-1 総合的診療教育の充実に向けて、初期臨床研修における研修内容の拡充を行い、新研修コースを充実させるとともに、国際化を意識した実地臨床教育のあり方を継続して検討する。また、シームレスな臨床教育を実践するため、専門医研修プログラムを改善する。

②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。また、平成29年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。

・②-2-1 職員の能力向上に向けたキャリア支援及びチーム医療推進のための院内・院外研修会を継続するとともに、平成28年度に設置した臨床研究監理部において、研究倫理などの研修計画を定め、倫理教育を実施する。

③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに6機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。

・③-1-1 地域の医療機関への医師の配置及びICT活用による診療体制の地域連携を推進するとともに、先進急性期医療センターの整備を行う。また、海外の大学病院・医療機関との連携や、外国人患者の診療受け入れ体制の整備により、国際化を推進する。

④-1 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。

・④-1-1 病院の財務状況の改善に資する増収策を講じるとともに、更新計画に基づく医療機器の整備を行う。また、診療・職場環境の改善策を講じる。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成27年度に設置した「総合IR室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。

- ・①-1-1 監事による業務監査結果及び経営協議会学外委員等の外部有識者からの意見を活用する。また、総長と部局長との新たなコミュニケーション方策について、成案を得る。
- ・①-1-2 総合IR室において、本学の諸活動に関するデータを集約・分析し、総長に報告するとともに、取り組むべき課題について学内の共通認識を醸成するため、「北海道大学ファクトブック」を作成する。

①-2 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。

- ・①-2-1 各種経費についての検証を継続し、経費削減などの成案を得られたものから予算編成に反映するとともに、部局評価に基づく資源の再配分事業を継続実施する。

②-1 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため、第2期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロスアポイントメント（混合給与）制度、ディスティンディングイシュートプロフェッサー制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を800名以上に増加させる。

- ・②-1-1 第2期中期目標期間に創設した柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、正規教員の年俸制適用者を増加させる。

②-2 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC700点以上の職員比率を正規事務職員全体の20%以上に増加させる。

- ・②-2-1 事務職員の資質向上を図るため、SD研修を継続して実施する。特に、英語能力向上のための研修等を実施し、TOEIC700点以上の事務職員を増加させる。

②-3 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を200名以上、女性教員数を450名以上に増加させる。

- ・②-3-1 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施する。

②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の15%以上に増加させる。

- ・②-4-1 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を増加させる。

②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成29年度までに教職員休暇制度、平成31年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。

- ・②-5-1 教職員休暇制度の拡充について、平成28年度に行った調査・検討結果に基づき、改善策を実施する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 平成28年度に策定したガイドラインを活用し、適正な定員充足率と、定員に適合した教員体制を維持する。
- ・①-1-2 新たな大学院である医理工学院、国際感染症学院及び国際食資源学院を平成29年4月に開設するとともに、関連する4研究科を学院・研究院に改組する。また、ソフトマター専攻（仮称）の新設を中心とした生命科学院の平成30年度組織再編に向けて、設置準備を行う。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。

- ・①-1-1 第2期中期目標期間に実施した業務改善を、継続して実施するとともに、平成28年度に行ったフォローアップを踏まえて見直しを行う。
- ・①-1-2 新たな事務効率化・合理化の取組に関する基本方針を策定し、可能な業務から順次実施する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。

- ・①-1-1 産学・地域協働推進機構の機能再編と人員再配置により、産業創出部門等のマネジメント体制を強化する。また、平成28年度の検討結果を踏まえて研究関連情報の集約・分析を行うなど、外部資金等の獲得に向けて組織的・戦略的な取組を実施する。

①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。

- ・①-2-1 自己収入の拡大に向けた取組を実施する。特に、平成28年度に策定した商標の活用ルールに基づき、北大ブランドの学内における適正運用及び企業等における活用を推進する。

①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北大フロンティア基金を増加させる。

- ・①-3-1 同窓会、東京オフィス等を活用し、企業及び個人への募金活動を展開するとともに、北大フロンティア基金の情報発信を強化する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費執行に資する多様な取組を実施する。

- ・①-1-1 効率的な経費執行に資する様々な取組を実施する。特に、総合複写サービスの次期契約及び電子購買システムの継続運用に向けた準備を行う。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 平成29年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。

- ・①-1-1 不動産等の有効利用の拡大に向けた方策を講じる。特に、平成29年10月から不動産等貸付料の値上げを行い、その増収効果を検証する。

# IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部局等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。

- ・①-1-1 各部局等が効果的・効率的に評価を実施できるように、評価における基礎的・共通的な項目等を取りまとめた「評価項目一覧」の見直しを行う。また、第2期中期目標期間評価結果のフォローアップを行う。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。

- ・①-1-1 平成28年度に整備したグローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制により、一元化した教育研究成果に係る情報を効果的に国内外へ発信するとともに、同窓生を中心とした全ての大学関係者組織として平成28年6月に設立された「北海道大学校友会エルム」との連携による広報活動を検討する。

# V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成29年度までに「キャンパスマスタープラン2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成31年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。

- ・①-1-1 新キャンパスマスタープラン（札幌キャンパス版）を策定する。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設環境整備計画を策定する。

①-2 第2期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成27年度比で10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。

- ・①-2-1 サステイナブルキャンパス構築のためのアクションプラン2016に基づき、省エネルギー、廃棄物削減、サステイナビリティ教育の促進、地域との協働・連携によるキャンパス整備等に関わる計画を実行する。

①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくPFI事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する(平成30年度まで)。

- ・①-3-1 PFI事業として施設の維持管理を継続する。

## 2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置

①-1 平成27年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。

- ・①-1-1 職員・学生共通の統一IDによる基幹業務系システムの連携ガイドラインを策定する。

①-2 研究力強化のため、平成30年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機システムの10倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備する。

- ・①-2-1 平成30年度の導入に向けて、アカデミッククラウドシステム及びスーパーコンピュータの調達及び構築を進める。

①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成31年度までに学内共用無線LANアクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。

- ・①-3-1 ブリング・ユア・OWN・デバイス(BYOD)を推進するため、学内共用無線LANアクセスポイントを拡充する。
- ・①-3-2 全教職員対象のeラーニングシステムによる情報セキュリティ研修を継続して実施し、受講率100%を達成する。

## 3 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 平成27年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成29年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成30年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。

- ・①-1-1 平成28年度に実施した潜在的リスク等の調査結果を踏まえて、マニュアル・事例集等を作成するとともに、専門家によるリスクマネジメントセミナー・講習会等の開催など、全学的リスクマネジメント教育の実施方法について検討する。
- ・①-1-2 平成28年度に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に沿って、情報セキュリティ対策を実施する。

①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成31年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。

- ・①-2-1 安全衛生情報のデータベース化に向け、指摘事項を類型化するとともにリスクレベルを設定する。また、化学物質管理システムの更新に向けた仕様の取りまとめ、及びライフサイエンス系実験従事者に係る健康診断の見直し案の取りまとめを行う。
- ・①-2-2 教職員及び学生の安全・衛生の保持のため、安全教育、安全衛生巡視及び各種実験施設の実地調査を継続して実施する。

#### 4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。

- ・①-1-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、eラーニングシステムによる不正防止研修受講率100%を堅持するとともに、ハンドブックによる啓発活動等を継続実施する。

①-2 平成27年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。

- ・①-2-1 コンプライアンスに係る職員向け意識調査を行い、その結果を踏まえ、職種・職層等に対応した、より効果的なセミナー、研修等の成案を得る。

#### 5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置

①-1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に他の国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実させる。

- ・①-1-1 北海道地区国立大学教養教育連携実施事業を推進し、北海道地区国立大学の教養教育を充実させる。また、留学生への入学前準備教育として、学部及び大学院準備プログラムを継続実施する。
- ・①-1-2 欧米水準の獣医学教育の実施に向けて、欧州認証に向けたコンサルテーションを受審する。

①-2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。

- ・①-2-1 北海道地区の国立大学等との共同調達及び資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等を継続実施する。
- ・①-2-2 安否確認システムを導入している道内国立大学と合同模擬訓練を継続実施する。

#### VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照

## Ⅶ 短期借入金の限度額

### 1. 短期借入金の限度額

8,864,509 千円

### 2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所の土地（北海道室蘭市母恋南町1丁目74番2、母恋北町3丁目68番152 56,140 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林の土地の一部（北海道雨竜郡幌加内町字母子里 302.42 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

## Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 総合研究棟 I (工学系)	総額 2,558	施設整備費補助金 (2,480)
・ 実習棟 (獣医学系)		船舶建造費補助金 (0)
・ 実習棟改修 (獣医学系)		長期借入金 (0)
・ ライフライン再生 (給水設備等)		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (78)
・ 総合研究棟 (機械工学系)		
・ 環境資源バイオサイエンス研究棟改修 (PFI事業)		
・ 小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するため、次の方策を講ずる。

- ・ 正規教員の年俸制、クロスアポイントメント制度等の適用を促進する。
- ・ 事務職員に対するSD研修を継続して実施し、特に英語能力向上のための研修等を実施する。
- ・ 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施する。
- ・ 女性管理職比率を増加させる。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 3,332人  
また、任期付き職員数の見込みを 708人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 43,657百万円(退職手当は除く)

別表（学部の学科・課程、研究科の専攻等）

文学部	人文科学科	740人	
教育学部	教育学科	220人	
法学部	法学課程	850人	
経済学部	経済学科	400人	
	経営学科	360人	
理学部	数学科	200人	
	物理学科	140人	
	化学科	300人	
	生物科学科	320人	
	地球惑星科学科	240人	
医学部	医学科	667人	（医師養成に係る分野）
	保健学科	740人	
歯学部	歯学科	318人	（歯科医師養成に係る分野）
薬学部	薬科学科	200人	
	薬学科	180人	
工学部	応用理工系学科	640人	
	情報エレクトロニクス学科	720人	
	機械知能工学科	480人	
	環境社会工学科	840人	
	3年次編入学	20人	（各学科共通の学生収容定員）
農学部	生物資源科学科	144人	
	応用生命科学科	120人	
	生物機能化学科	140人	
	森林科学科	144人	
	畜産科学科	92人	
	生物環境工学科	120人	
	農業経済学科	100人	
獣医学部	共同獣医学課程	240人	（獣医師養成に係る分野）
水産学部	海洋生物科学科	216人	
	海洋資源科学科	212人	
	増殖生命科学科	216人	
	資源機能化学科	216人	
文学研究科	思想文化学専攻	46人	（うち修士課程 28人 博士後期課程 18人）
	歴史地域文化学専攻	89人	（うち修士課程 56人 博士後期課程 33人）
	言語文学専攻	91人	（うち修士課程 58人 博士後期課程 33人）
	人間システム科学専攻	59人	（うち修士課程 38人 博士後期課程 21人）
法学研究科	法学政治学専攻	85人	（うち修士課程 40人 博士後期課程 45人）
	法律実務専攻	150人	（専門職学位課程）
医学研究科※ <sup>29</sup>	医科学専攻	30人	（修士課程）
	医学専攻	300人	（博士課程）
情報科学研究科	情報理工学専攻	132人	（うち修士課程 96人 博士後期課程 36人）
	情報エレクトロニクス専攻	102人	（うち修士課程 78人 博士後期課程 24人）
	生命人間情報科学専攻	84人	（うち修士課程 66人 博士後期課程 18人）

水産科学院	メディアネットワーク専攻	84人	{	うち修士課程	60人	}
				博士後期課程	24人	}
	システム情報科学専攻	78人	{	うち修士課程	54人	}
				博士後期課程	24人	}
環境科学院	海洋生物資源科学専攻	137人	{	うち修士課程	86人	}
				博士後期課程	51人	}
	海洋応用生命科学専攻	148人	{	うち修士課程	94人	}
				博士後期課程	54人	}
理学院	環境起学専攻	133人	{	うち修士課程	88人	}
				博士後期課程	45人	}
	地球圏科学専攻	112人	{	うち修士課程	70人	}
				博士後期課程	42人	}
農学院	生物圏科学専攻	173人	{	うち修士課程	104人	}
				博士後期課程	69人	}
	環境物質科学専攻	89人	{	うち修士課程	56人	}
				博士後期課程	33人	}
生命科学院	数学専攻	143人	{	うち修士課程	92人	}
				博士後期課程	51人	}
	物性物理学専攻	78人	{	うち修士課程	48人	}
				博士後期課程	30人	}
教育学院	宇宙理学専攻	67人	{	うち修士課程	40人	}
				博士後期課程	27人	}
	自然史科学専攻	138人	{	うち修士課程	78人	}
				博士後期課程	60人	}
保健科学院	共生基盤学専攻	128人	{	うち修士課程	88人	}
				博士後期課程	40人	}
	生物資源科学専攻	126人	{	うち修士課程	84人	}
				博士後期課程	42人	}
工学院	応用生物科学専攻	54人	{	うち修士課程	36人	}
				博士後期課程	18人	}
	環境資源学専攻	126人	{	うち修士課程	84人	}
				博士後期課程	42人	}
国際広報メディア・観光学院	生命科学専攻	402人	{	うち修士課程	264人	}
				博士後期課程	138人	}
	臨床薬学専攻	16人		(博士課程)		
国際広報メディア・観光学院	教育学専攻	153人	{	うち修士課程	90人	}
				博士後期課程	63人	}
	国際広報メディア専攻	96人	{	うち修士課程	54人	}
				博士後期課程	42人	}
保健科学院	観光創造専攻	39人	{	うち修士課程	30人	}
				博士後期課程	9人	}
	保健科学専攻	92人	{	うち修士課程	66人	}
				博士後期課程	26人	}
工学院	応用物理学専攻	94人	{	うち修士課程	67人	}
				博士後期課程	27人	}
	材料科学専攻	99人	{	うち修士課程	78人	}
				博士後期課程	21人	}
工学院	機械宇宙工学専攻	69人	{	うち修士課程	54人	}
				博士後期課程	15人	}
	人間機械システムデザイン専攻	67人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	15人	}
工学院	エネルギー環境システム専攻	67人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	15人	}

総合化学院	量子理工学専攻	55人	{	うち修士課程	40人	}
				博士後期課程	15人	
	環境フィールド工学専攻	66人	{	うち修士課程	48人	}
				博士後期課程	18人	
	北方圏環境政策工学専攻	73人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	21人	
	建築都市空間デザイン専攻	60人	{	うち修士課程	45人	}
				博士後期課程	15人	
	空間性能システム専攻	70人	{	うち修士課程	55人	}
				博士後期課程	15人	
総合化学院	環境創生工学専攻	71人	{	うち修士課程	56人	}
				博士後期課程	15人	
総合化学院	環境循環システム専攻	58人	{	うち修士課程	43人	}
				博士後期課程	15人	
総合化学院	共同資源工学専攻	10人		(修士課程)		
	総合化学専攻	372人	{	うち修士課程	258人	}
				博士後期課程	114人	
経済学院	現代経済経営専攻	103人	{	うち修士課程	65人	}
				博士後期課程	38人	
歯学院	会計情報専攻	40人		(専門職学位課程)		
	口腔医学専攻	166人		(博士課程)		
獣医学院	獣医学専攻	88人		(博士課程)		
	医学院	20人		(修士課程)		
医理工学院	医学専攻	90人		(博士課程)		
	医理工学専攻	17人	{	うち修士課程	12人	}
				博士後期課程	5人	
国際感染症学院	感染症学専攻	12人		(博士課程)		
国際食資源学院	国際食資源学専攻	15人		(修士課程)		
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60人		(専門職学位課程)		

(注1) 上欄の人数は、平成29年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※<sub>29</sub>を付した研究科は、平成29年度から募集を停止した研究科を示す。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	35,844
施設整備費補助金	2,480
補助金等収入	2,254
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	78
自己収入	39,290
授業料、入学金及び検定料収入	9,388
附属病院収入	28,466
財産処分収入	0
雑収入	1,435
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	12,766
目的積立金取崩	0
前中期目標期間繰越積立金取崩	134
計	92,848
支出	
業務費	73,754
教育研究経費	47,203
診療経費	26,551
施設整備費	2,558
補助金等	2,254
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	12,766
長期借入金償還金	1,513
計	92,848

[人件費の見積り]

期間中総額 43,657百万円を支出する（退職手当は除く）。

注) 「運営費交付金」のうち、平成29年度当初予算額 35,458百万円、  
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 386百万円

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成29年度当初予算額 1,324百万円、  
前年度よりの繰越額 1,157百万円

「補助金等収入」のうち、平成29年度当初予算額 2,044百万円、  
前年度よりの繰越額 211百万円

## 2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	92,033
經常費用	92,033
業務費	81,660
教育研究経費	12,332
診療経費	14,845
受託研究経費等	7,659
役員人件費	166
教員人件費	27,200
職員人件費	19,455
一般管理費	2,103
財務費用	168
減価償却費	8,101
うち受託研究費等	1,046
臨時損失	0
収益の部	93,209
經常収益	93,209
運営費交付金収益	33,681
授業料収益	8,087
入学金収益	1,349
検定料収益	268
附属病院収益	28,466
受託研究等収益	8,706
補助金等収益	1,779
寄附金収益	2,178
施設費収益	259
財務収益	14
雑益	2,968
資産見返運営費交付金等戻入	2,501
資産見返補助金等戻入	1,747
資産見返寄附金戻入	1,183
資産見返物品受贈額戻入	16
臨時利益	0
純利益	1,175
目的積立金取崩益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩益	134
総利益	1,310

注) 損益が均衡しない理由

- ・附属病院における利益
  - 借入金に係る元金償還額と減価償却費の差額・・・1,083百万円
  - 附属病院収益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額
    - ・・・183百万円
    - 目的積立金を財源として取得した診療用固定資産に係る減価償却費
      - ・・・△12百万円
- ・その他
  - 雑益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額・・・△11百万円
  - リース資産に係る債務減少額と減価償却費の差額・・・67百万円

### 3. 資金計画

#### 平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	101,095
業務活動による支出	82,655
投資活動による支出	7,902
財務活動による支出	2,291
翌年度への繰越金	8,246
資金収入	101,095
業務活動による収入	89,755
運営費交付金による収入	35,458
授業料・入学金及び検定料による収入	9,388
附属病院収入	28,466
受託研究等収入	8,706
補助金等収入	2,254
寄附金収入	2,513
その他の収入	2,968
投資活動による収入	2,558
施設費による収入	2,558
財務活動による収入	14
前年度よりの繰越金	8,767